○令和7年度税制改正に伴う、介護保険料の賦課算定誤りについて

福祉文教委員会資料
令和8年11月5日提出

1　概要

　令和8年7月9日に令和8年度介護保険料の納入通知書を送付したが、介護保険料の賦課処理において、一部の被保険者に対し、合計所得金額の計算方法に誤りがあり、本来の保険料額よりも少なく算定された納入通知書を送付していることが判明したものである。

2　経過

令和8年7月9日	本市が令和8年度の介護保険システムにおいて賦課処理を実施した後に、被保険者あてに介護保険料納入通知書を発送する。
令和8年7月16日	介護保険料の算定方法の疑義について、厚生労働省より詳細なQ＆A(第5版)が発出され、計算フローの例が提示される。
令和8年8月4日	行政システム九州株式会社(以下「行政システム」という。)が関係自治体向けに実施した会議での説明会において、システムの一部誤りの問題について、本市が正式に報告を受ける。
令和8年9月8日	行政システムより提供された修正プログラムを適用し、対象者数と影響額を確認した。
令和8年10月2日	月次処理を行い、9/8修正プログラム適用時の対象者数と影響額に相違ないことを再確認し、「3　対象者数と影響額」を本市が確定する。

3　対象者数と影響額

・対象者数：19人
・影響額：286,750円(最大16,870円、最小8,440円)

※保険料合計(誤)：　765,000円
　保険料合計(正)：1,051,750円

4　対応状況

　対象者19名の方への対応として個別に訪問し、今回の算定誤りについて謝罪を行うとともに経緯を説明し、正しい通知書の交付と本来徴収すべき金額との差額分の納付をお願いした。